

マネージドゲート2 サービス利用規約 新旧対照表

旧（2025年6月23日改訂版）	新（2026年11月23日改訂版）
第1条（本サービスの内容） （第1項～第5項省略） 6. 当社は、第3項第3号の障害検知に関連して、電話による障害通知を希望した契約者に対して、平日の9時から18時までの間に発生した障害に限り、障害が発生したことを契約者に電話で通知します。ただし、対象時間内であっても、当社が障害発生認識後速やかに復旧したとき、及びNTT、インターネットプロバイダその他の電気通信事業者の大規模障害が発生した時には、電話通知を行わない場合があります。 （第7項省略）	第1条（本サービスの内容） （第1項～第5項省略） 6. 当社は、第4項第3号の障害検知に関連して、電話による障害通知を希望した契約者に対して、平日の9時から18時までの間に発生した障害に限り、障害が発生したことを契約者に電話で通知します。ただし、対象時間内であっても、当社が障害発生認識後速やかに復旧したとき、及びNTT、インターネットプロバイダその他の電気通信事業者の大規模障害が発生した時には、電話通知を行わない場合があります。 （第7項省略）
第12条（電気通信に関する約款の遵守） （前文省略） 「IIJインターネットサービス契約約款」 ~~URL: https://www.iij.ad.jp/svcsol/agreement/pdf/SRV242.pdf~~ （株式会社インターネットイニシアティブ制定） 「LaITサービス契約約款」 ~~URL: https://la-it.jp/about/agreement/~~ （株式会社インターネットイニシアティブ制定） 「LaITサービスご利用にあたって」 ~~URL: https://la-it.jp/common/pdf/LAIT-SRV022.pdf~~ （株式会社インターネットイニシアティブ制定） 「Tialink固定IPプラン契約約款」 ~~URL: http://startia-hikari.jp/documents/tialink-yakkan(static).pdf~~ （当社制定）	第12条（電気通信に関する約款の遵守） （前文省略） 「IIJインターネットサービス契約約款」 <u>https://www.iij.ad.jp/svcsol/agreement/pdf/REG001.pdf</u> （株式会社インターネットイニシアティブ制定） 「LaITサービス契約約款」 <u>https://order.partner.iij.jp/static/pdf/about/agreement/LAIT-SRV021.pdf</u> （株式会社インターネットイニシアティブ制定） 「LaITサービスご利用にあたって」 <u>https://order.partner.iij.jp/static/pdf/about/aup/LAIT-SRV022.pdf</u> （株式会社インターネットイニシアティブ制定） 「Tialink固定IPプラン契約約款」 <u>https://www.startia.co.jp/agreement/tialink/</u> （当社制定）

旧（2025年6月23日改訂版）	新（2026年11月23日改訂版）
第24条（損害賠償責任） 1. 契約者及び当社は、~~一本サービスに関連して負担する損害賠償責任は、本契約に別段の定めがある場合を除き、相手方が直接かつ実際に被った通常の損害に限られます。~~契約者及び当社は、間接損害、逸失利益、拡大損害、派生的損害及び特別の事情により生じた損害を相手方に賠償する責任を負わないものとします。 （第2項省略）	第24条（損害賠償責任） 1. 契約者及び当社~~の~~<u>本サービス</u>に関連して負担する損害賠償責任は、本契約に別段の定めがある場合を除き、相手方が直接かつ実際に被った通常の損害に限られます。契約者及び当社は、間接損害、逸失利益、拡大損害、派生的損害及び特別の事情により生じた損害を相手方に賠償する責任を負わないものとします。 （第2項省略）
第25条（カスタマー・ハラスメントの禁止） ~~1. 契約者は、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）を行ってはならないものとします。~~ ~~(1) 身体的な攻撃（暴行、傷害）~~ ~~(2) 精神的な攻撃（脅迫、申傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発言）~~ ~~(3) 威圧的な言動（威嚇行為）~~ ~~(4) 土下座の要求など合理的理由のない謝罪要求~~ ~~(5) 継続的な言動または執拗な言動（繰り返しまたは執拗な電話連絡を含む）~~ ~~(6) 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返すことによる長時間の拘束行為）~~ ~~(7) 差別的な言動~~ ~~(8) 性的な言動、要求~~ ~~(9) 従業員個人に対する攻撃、要求（処罰の要求、プライベートの情報を探る行為を含む）~~ ~~(10) 過剰なサービスの提供の要求（保証の範囲を超えた無償修理の要求や、合理的理由のない金銭補償の要求を含む）~~ ~~(11) SNSやインターネットでの誹謗中傷~~ ~~(12) 無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影~~ ~~2. 契約者が、前項の規定に違反したときは、当社は、商品の交換、修理、サポート及び保守等の対応の一時停止又は申止をすることができます。当社が、本項の規定に基づいて、契約者への対応を一時停止又は申止したときは、当社は契約者に対して、債務不履行責任を負いません。~~	第25条（カスタマー・<u>ハ</u>ラスメントの禁止） <u>1. 契約者は、当社に対して、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」（URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment/、以下「基本指針」といいます。）に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはなりません。</u> <u>2. 契約者が前項の規定に違反した場合、当社は基本指針に従い、役務の提供を中止することができます。この場合、当社は契約者に対する債務不履行責任を負いません。</u> <u>3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、基本指針に従い警察及び弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。</u>

旧（2025年6月23日改訂版）	新（2026年11月23日改訂版）
3. 当社は、 ~~カスタマ~~ ハラスメントについて、 ~~警察及び弁護士などの外部機関と連携~~ ~~して厳正に対処します。~~	
（旧：2025年6月23日改訂までの履歴）	（旧履歴に加え、以下の改訂を追加） <u>2026年11月23日 改訂</u>